

岩手県告示第7号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成27年1月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 海岸名 岩手県三陸南沿岸広田漁港海岸後浜地区海岸

2 指定区域 次の基点1から基点14までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点14と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点1 北緯38度57分26秒48547、東経141度41分18秒16569

基点2 北緯38度57分32秒24396、東経141度41分18秒54003

基点3 北緯38度57分32秒47696、東経141度41分20秒26778

基点4 北緯38度57分31秒77015、東経141度41分20秒59328

基点5 北緯38度57分31秒52743、東経141度41分20秒48760

基点6 北緯38度57分30秒46908、東経141度41分20秒61821

基点7 北緯38度57分29秒10907、東経141度41分20秒47999

基点8 北緯38度57分28秒30477、東経141度41分20秒16033

基点9 北緯38度57分27秒32759、東経141度41分19秒95016

基点10 北緯38度57分27秒35118、東経141度41分20秒21386

基点11 北緯38度57分27秒27917、東経141度41分20秒49395

基点12 北緯38度57分27秒12366、東経141度41分20秒63671

基点13 北緯38度57分26秒70480、東経141度41分20秒43088

基点14 北緯38度57分26秒55276、東経141度41分20秒17037

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センターに備えておいて縦覧に供する

。